

論文審査の要旨
(Summary of Dissertation Review)

博士の専攻分野の名称 (Degree)	博士 (法学)	氏名 (Author)	石神 輝雄	
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
論文題目 (Title)				
核兵器の使用と国際人道法の諸原則との両立性				
論文審査担当者 (Dissertation Committee)				
主査	(Committee chair)	教授	西谷 元	印
審査委員	(Committee member)	教授	吉田 修	印
審査委員	(Committee member)	教授	森邊 成一	印
〔論文審査の要旨〕 (Summary of Dissertation Review)				
<p>平成 29 年 7 月 31 日 13 時 30 分より、申請者によるパワーポイントを利用した 30 分間の発表後、論文審査を行った。</p> <p>核兵器禁止条約の採択後も、条約としての性格上 Legal ギャップ論、すなわち核兵器を禁止する条約が全ての国に対して適用されないため、使用の合法性の議論を招く。そのため、一般慣習国際法に基づく国際人道法の適用による禁止が重要となる。出力の相対的に低い核弾頭の開発及び運搬手段の精密化により、国際人道法の適用のもとでも、使用可能性がでてくる。</p> <p>核兵器に関しては、特定の禁止する条約が存在していない。他方、戦争に関する慣習国際法の存在また、その法典化条約としての、1977 年ジュネーブ第一追加議定書が存在するが、核兵器国は当該条約の締約国とはなっていない。そのため、慣習国際法としての国際人道法の適用可能性またその内容が重要となる。</p> <p>慣習国際法に基づく人道法の諸原則には、内在的違法性すなわち兵器自体の禁止と、外在的違法すなわち兵器の使用形態の規制の二つを含む。ジュネーブ第一追加議定書が規定する三原則としては、慣習国際法の法典化としての区別原則及び不必要な苦痛禁止原則、並びに漸進的發展規定としての環境保護が挙げられる。</p> <p>区別原則には、1) 軍事目標主義と 2) 文民と軍事目標を区別できない兵器の禁止の二つが含まれ、ICTY マルティッチ事件により、区別原則は国際人道法の中核であり、クラスター爆弾を使用した司令官を対象に、無差別兵器を使用したと認定した。しかしながら、核兵器は無差別兵器といえるかについては、現代の核兵器の特性 (小型化及び運搬手段の精密化) により、無差別兵器ではないとの主張が行われている。また、軍事目標に対しのみ攻撃であり、無差別原則に反しないような、戦術核兵器の使用も理論的には想定可能となる。</p> <p>以上のように区別原則のみの適用では、核兵器は全面的には禁止されるとは言えない。</p>				

そのため、サンクトペテルブルク宣言等に基礎をおく、不必要な苦痛禁止原則の適用が重要となる。不必要な苦痛禁止原則は、保護対象として、戦闘員を対象としており、決定基準としては、ICJ も採用している、相対説が通説となっている。当該原則より、区別原則の適用のみによるのでは核兵器使用が可能となる事例に関しても、法的な使用禁止原則が適用されると結論付けられた。

以上の論旨に対して、吉田審査委員より、原爆症の発生等核兵器による不必要な苦痛の内実をより具体的に記述することの必要性、不必要な苦痛との因果性を明らかにする必要があるのではとの質問が行われた。これに対して、申請者からは、確定的なデータは残されており因果性があるのは証明されている、また不必要な苦痛原則は戦闘員を対象としており民間人に関しては適用がないが、当該原則の適用により核兵器使用がより強く禁止されるような状況が出てきているとの回答が行われた。

吉田審査委員より、毒ガスなどは、区別原則だけで禁止されるのかとの質問に対して、無差別に使われることでより大きな苦痛を与える等、二つの原則が組み合わされて議論される傾向があるとの回答が行われた。

自衛権に関する究極状況（ICJ 勧告的意見）の取扱についての質問については、ICJ の立論は、自衛権に関連する Jus ad bellum であり、自衛を理由とする場合でも、使用方法上本論文の結論を援用することが可能であるとの回答が行われた。

これと関連して森部審査委員より、自衛を理由とする使用の違法性が阻却されるかとの質問に対して、強行規範の概念上阻却されない理論はあるとの回答があった。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（法学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500 字以内とする。